

## 15 職員の懲戒処分等の状況

令和5年度の事務局職員の懲戒処分件数は1件であり、令和4年度の2件と比較し、1件減となっています。また、学校職員の懲戒処分件数は89件であり、令和4年度の53件と比較し、36件増加しています。道教委では、職員の不祥事を防止するため、服務規律の保持に努めています。

### (1) 懲戒処分件数

[ 事務局職員 ]

| 区分   |    | 交通違反 | 金銭 | わいせつ | その他 | 合計 | 備考 |
|------|----|------|----|------|-----|----|----|
| 懲戒免職 | R4 |      |    |      |     |    |    |
|      | R5 |      |    |      |     |    |    |
| 停 職  | R4 |      |    |      | 1   | 1  |    |
|      | R5 |      |    |      |     |    |    |
| 減 給  | R4 |      |    |      |     |    |    |
|      | R5 |      |    |      |     |    |    |
| 戒 告  | R4 |      |    |      | 1   | 1  |    |
|      | R5 | 1    |    |      |     | 1  |    |
| 合 計  | R4 |      |    |      | 2   | 2  |    |
|      | R5 | 1    |    |      |     | 1  |    |

[ 学校職員 ]

| 区分   |    | 交通違反 | 金銭 | わいせつ | 体罰 | その他 | 合計 | 備考 |
|------|----|------|----|------|----|-----|----|----|
| 懲戒免職 | R4 |      |    | 4    |    | 2   | 6  |    |
|      | R5 | 1    | 1  | 12   |    | 1   | 15 |    |
| 停 職  | R4 | 3    |    |      |    | 2   | 5  |    |
|      | R5 | 4    |    | 5    |    | 2   | 11 |    |
| 減 給  | R4 | 11   |    |      | 7  | 2   | 20 |    |
|      | R5 | 11   |    |      | 8  | 10  | 29 |    |
| 戒 告  | R4 | 13   |    |      | 4  | 5   | 22 |    |
|      | R5 | 13   |    |      | 4  | 17  | 34 |    |
| 合 計  | R4 | 27   |    | 4    | 11 | 11  | 53 |    |
|      | R5 | 29   | 1  | 17   | 12 | 30  | 89 |    |

### (2) 不祥事の防止に向けた取組

| 時期       | 取組                                | 取組の内容  | 対象               |
|----------|-----------------------------------|--|------------------|
| R5. 4.27 | 「コンプライアンス確立月間」について                | 「コンプライアンス確立月間」である5月、6月において、職場研修を集中的に実施するなど、不祥事等の再発防止に係るきめ細かな取組を検討し、積極的に実施するよう指導した。                                   | 公立学校教職員          |
| R5. 5. 2 | 学校における個人情報の紛失・流出の防止について           | 個人情報の適切な取扱いについて職場内で研修を行うなどして、管理職員を含めた全職員が当事者意識を持って職務に当たるよう教職員に指導した。  | 公立学校教職員          |
| R5. 5.16 | 北海道教育委員会のハラスメント防止等に関する基本指針の策定について | ハラスメント相談件数の増加を踏まえ、ハラスメントの防止等の対策や相談対応の充実・強化を図るため、「北海道教育委員会のハラスメント防止等に関する基本指針」及び「北海道教育委員会のハラスメント防止等に関する基本指針運用要綱」を策定した。 | 事務局職員<br>公立学校教職員 |
| R5. 5.19 | 全道コンプライアンス確立会議                    | 全道コンプライアンス確立会議を開催し、教職員の不祥事等の再発防止に係る意見交換や情報交換を通じ、全道的な共通理解を図るとともに、情報を共有し、不祥事の再発防止に係る取組への反映を図った。                        | 公立学校教職員          |

| 時期       | 取組                                     | 取組の内容  | 対象               |
|----------|--|--|------------------|
| R5. 6. 5 | 令和4年度(2022年度)体罰等に係る実態把握の結果及び体罰等の防止について | 令和4年度の体罰等に係る実態把握の調査結果を周知するとともに、体罰事案の調査結果を作成し、体罰等の防止に向けた指導の徹底を図った。  | 公立学校教職員          |
| R5. 7.10 | 飲酒運転根絶に向けた取組について                       | 飲酒運転根絶道民宣言のスローガン「飲酒運転をしない、させない、許さない」に「そして見逃さない」と社会の目を広げるメッセージが追加され、啓発の強化が図られたことを周知するとともに、取組強化期間における効果的な取組の実施等、飲酒運転根絶に向けた指導の徹底を図った。                   | 事務局職員<br>公立学校教職員 |
| R5. 8. 8 | 職員の飲酒運転に係る再発防止の徹底について                  | 道立学校教職員が飲酒運転により検挙される事案が発生したことを受け、職員一人一人が公務員としての立場を自覚するよう指導した。  | 事務局職員<br>公立学校教職員 |
| R5.10.24 | 飲酒運転根絶に向けた取組の徹底について                    | 小学校教職員が飲酒運転により検挙される事案が発生したことを受け、職員一人一人が、危機感を共有し、今一度自らの立場を自覚するとともに、再発防止対策の行動の徹底について指導した。  | 事務局職員<br>公立学校教職員 |
| R5.11.20 | 学校における不祥事防止対策会議の開催                     | 教職員による不祥事の未然防止のため、有識者や学校関係者等から意見を聴取し、「教職員のコンプライアンスハンドブック」の作成等について検討を行った。   | 公立学校教職員          |
| R6. 2.22 | 教職員による不祥事事故防止に向けた研修資料について              | 教職員による不祥事の未然防止に向けた取組である「研修内容の工夫・改善」の一環として、ハンドブックを作成・送付し、校内研修等での活用を求めた。   | 公立学校教職員          |
| R6. 2.26 | 「懲戒処分の方針」の一部改正について                     | 方針を改正し、改正内容を所属職員に確実に周知するとともに、職場研修等の様々な機会を活用して不祥事防止に努めるなどし、服務規律の保持に万全を期すよう指導した。   | 事務局職員<br>公立学校教職員 |
| R6. 2.27 | 服務規律の確保について                            | 管理職員の部下職員に対するパワー・ハラスメントに関する事案が発生したことを受け、管理職員としての職責の重さや、軽率な言動が職場環境に与える影響の重大さを自覚の上、職員がその能力を十分に発揮できる良好な職場環境となるよう、服務規律の確保と風通しのよい職場づくりに向けた取組を推進することを指導した。 | 事務局職員            |
| R6. 3.28 | 飲酒運転根絶に向けた取組の徹底について                    | 小学校教職員が飲酒運転により検挙される事案が発生したことを受け、事態を重く受け止め、職員一人一人が、危機感を共有し、今一度自らの立場を自覚するとともに、再発防止対策の行動の徹底について指導した。  | 事務局職員<br>公立学校教職員 |

### (3) 組織力向上推進室の取組

道教委では、令和3年度に発生したネイパルの指定管理者公募及び選定手続きにおける職員の不正行為によって、道民の信頼を著しく損なう事態が発生したことから、令和5年5月に、「北海道教育庁組織風土改革プラン」を策定するとともに、プランを推進するため組織力向上推進室を設置し、道民の信頼回復に向けて、組織風土改革を通じて不祥事の再発防止に取り組むこととしました。

|   |  |
|---|--|
| ○組織風土改革プランの取組状況   |  |
| ○組織風土改革推進チームの設置<br>多様な意見を取り入れるため、組織力向上推進室を中心とした、指導主事や社会教育主事、本庁・教育局の若手職員からなる組織風土改革推進チームを設置(R5.7) |  |
| 1 風通しのよい職場づくり   |  |
| ○めざす姿   | ○ 上司・部下の関係や職種の違いを超えて、直言・助言をすることができる職場環境の整備   |
| ○具体的取組  | ○ 日常的なコミュニケーションの促進<br>○ 本庁局長級、本庁課長級、各所属での管理職員間、係単位等でのミーティングの実施<br>○ 業務に取り組む上での基本的な考え方を共有するための組織理念、道教委新3K宣言「気づく 気にする 気にかける」を制定(R5.9)<br>○ 教育長と若手職員との意見交換会(R5.11)<br>○ 管理職員を対象とした、外部専門家によるコミュニケーション研修(R6.1)                    |
| 2 コンプライアンス意識の確立   |  |
| ○めざす姿   | ○ 法令遵守を絶対規範として職務を遂行し、これを逸脱した業務の成果を認めない組織風土の醸成  |
| ○具体的取組  | ○ 教育長訓示(R5.4)<br>○ 本庁局長級以上の幹部職員による特別研修(R5.4、12)<br>○ コンプライアンス確立会議(本庁局長級・課長級)(R5.6)<br>○ コンプライアンス確立月間における各所属での職場研修(R5.6~7)<br>○ 管理職員が職務を遂行する上で取るべき行動を示す「北海道教育庁管理職員コンプライアンス行動基準」を策定(R5.9)<br>○ 管理職員のためのコンプライアンスハンドブックの作成(R5.9) |
| 3 ガバナンス機能の強化  |  |
| ○めざす姿   | ○ 不正や不祥事の発生を許さず、仮にそれらが認められた場合には早期に是正・対応ができる組織管理体制の確立   |
| ○具体的取組  | ○ ハラスメント相談に関する弁護士による外部窓口を設置(R5.4)<br>○ 内部統制制度の導入(R5.4)<br>○ 職員アンケートの実施(R5.9、R6.3)<br>○ 外部講師によるハラスメント相談窓口担当者研修(R5.10)<br>○ 教育庁職員の相談窓口ポータルサイトを開設(R5.10)<br>○ 多様な面談の実施例周知(R5.11)  |

## 16 令和6年（2024年）3月実施 公立高等学校等入学者選抜実施状況

全日制普通科の約6割で推薦入試が実施されるなど、各学校において改善の趣旨を生かした入学者選抜が進められています。例年3月下旬に開催している公立高等学校入学者選抜学力検査問題等研究協議会では、中学校及び高等学校の教員から学力検査や入学者選抜に係る事務などについての意見等を受け、より適切な入学者選抜の在り方について検討を進めています。

### (1) 出願者の概要

|                        |                         |                             |
|------------------------|-------------------------|-----------------------------|
| 令和6年3月中学校卒業生           | 中学校卒業生数                 | 40,966                      |
|                        | 出願者数                    | 29,722 (全日制 28,727、定時制 995) |
|                        | 合格者数                    | 25,749 (全日制 24,874、定時制 875) |
| 過年度中学校卒業生              | 出願者数                    | 98 (全日制 29、定時制 69)          |
|                        | 合格者数                    | 81 (全日制+定時制)                |
| 出願者総数 (A)              | 29,820                  |                             |
| 合格者総数 (B)              | 25,830 *合格率 86.6% (B/A) |                             |
| 第2次募集による合格者を含む合格者数 (C) | 26,136                  |                             |
| 定員充足率                  | 82.4% *C/31,700 (募集人員)  |                             |

### (2) 課程・学科別出願者の状況

| 課程     | 大学科    | 第1次    |        |        | 第2次   |      |        | 総数     |        |        | 定員     | 倍率    |      |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|
|        |        | 出願者数   | 受験者数   | 合格者数   | 出願者数  | 受験者数 | 合格者数   | 出願者数   | 受験者数   | 合格者数   |        |       |      |
| 全日制    | 合計     | 28,756 | 27,557 | 24,898 | 267   | 264  | 263    | 29,023 | 27,821 | 25,161 | 29,730 | 0.93  |      |
|        | 普通     | 19,973 | 19,205 | 17,149 | 198   | 197  | 196    | 20,171 | 19,402 | 17,345 | 19,930 | 0.96  |      |
|        | 職業学科   | 農業     | 964    | 928    | 917   | 5    | 5      | 5      | 969    | 933    | 922    | 1,440 | 0.64 |
|        |        | 工業     | 2,033  | 1,878  | 1,833 | 34   | 33     | 33     | 2,067  | 1,911  | 1,866  | 2,320 | 0.81 |
|        |        | 商業     | 2,620  | 2,519  | 2,277 | 3    | 2      | 2      | 2,623  | 2,521  | 2,279  | 2,720 | 0.93 |
|        |        | 水産     | 277    | 239    | 233   | 3    | 3      | 3      | 280    | 242    | 236    | 360   | 0.66 |
|        |        | 家庭     | 103    | 101    | 99    | 4    | 4      | 4      | 107    | 105    | 103    | 120   | 0.84 |
|        |        | 看護     | 58     | 57     | 57    | 0    | 0      | 0      | 58     | 57     | 57     | 120   | 0.48 |
|        |        | 福祉     | 9      | 9      | 9     | 0    | 0      | 0      | 9      | 9      | 9      | 40    | 0.23 |
|        | 専門学科   | 理数     | 365    | 345    | 310   | 1    | 1      | 1      | 366    | 346    | 311    | 320   | 1.08 |
|        |        | 体育     | 103    | 95     | 80    | 0    | 0      | 0      | 103    | 95     | 80     | 80    | 1.19 |
|        |        | 外国語    | 143    | 139    | 120   | 0    | 0      | 0      | 143    | 139    | 120    | 120   | 1.16 |
|        |        | 工芸     | 40     | 39     | 36    | 0    | 0      | 0      | 40     | 39     | 36     | 40    | 0.98 |
|        |        | 数理※    | 82     | 80     | 80    | 0    | 0      | 0      | 82     | 80     | 80     | 80    | 1.00 |
|        | 総合     | 1,986  | 1,923  | 1,698  | 19    | 19   | 19     | 2,005  | 1,942  | 1,717  | 2,040  | 0.94  |      |
| 定時制    | 合計     | 1,064  | 1,026  | 932    | 38    | 38   | 38     | 1,107  | 1,069  | 975    | 1,970  | 0.52  |      |
|        | 普通     | 790    | 763    | 674    | 30    | 30   | 30     | 824    | 797    | 708    | 1,290  | 0.59  |      |
|        | 職業学科   | 農業     | 101    | 99     | 96    | 1    | 1      | 1      | 102    | 100    | 97     | 160   | 0.62 |
|        |        | 工業     | 138    | 132    | 130   | 6    | 6      | 6      | 145    | 139    | 137    | 440   | 0.30 |
|        |        | 商業     | 35     | 32     | 32    | 1    | 1      | 1      | 36     | 33     | 33     | 80    | 0.40 |
| 全+定 合計 | 29,820 | 28,583 | 25,830 | 305    | 302   | 301  | 30,130 | 28,890 | 26,136 | 31,700 | 0.90   |       |      |

※ 第1次及び総数は、推薦・連携型を含む。定時制課程の総数は、定時制の第2次募集後の合格者数を含む。

※ 大学科の「数理」は「数理データサイエンス」の略である。

## 17 北海道総体2023の記録

高校生最大のスポーツの祭典である「全国高等学校総合体育大会」（通称「インターハイ」）が昭和62年以来、36年ぶりに北海道で開催されました。

総合開会式は、7月22日（土）に秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席のもと開催し、競技種目別大会は、7月21日（金）から8月21日（月）までの32日間にわたり、道内では28競技31種目が19市町で実施されました。

本大会では新型コロナウイルス感染症が法律上、5類感染症に移行したことから、4年ぶりに観覧制限等のない通常の形態で開催され、観客として延べ40万人の方が競技会場を訪れ、選手たちに声援を送っていただきました。

インターハイは、競技に参加する生徒と大会成功に向けて競技会場の運営補助や広報活動などを行う生徒との両輪で行われており、北海道大会では、総合開会式に出演者や補助者として参加した高校生や各競技種目の運営に当たった高校生は約1万1千人にのぼります。高等支援学校生徒による木製ベンチ製作等といった活動も含めて、全国から訪れた多くの方を温かいおもてなしの心でお迎えするなど、北海道の高校生が大会成功の立役者となりました。

### (1) 開催期間

令和5年7月21日（金）～8月21日（月） 32日間

### (2) 競技種目別大会 会場地及び競技種目

#### 【道内】

| 会場地  | 競技種目     | 日程        |
|------|----------|-----------|
| 札幌市  | 陸上競技     | 8/ 2～8/ 6 |
|      | 体操（体操競技） | 8/ 2～8/ 5 |
|      | 体操（新体操）  | 8/10～8/12 |
|      | 水泳（水球）   | 8/17～8/20 |
|      | バスケットボール | 7/24～7/30 |
|      | 卓球       | 8/ 8～8/13 |
|      | バドミントン   | 8/16～8/21 |
|      | 柔道       | 8/ 8～8/12 |
|      | レスリング    | 7/27～7/30 |
|      | 弓道       | 8/ 3～8/ 6 |
|      | ボクシング    | 7/29～8/ 4 |
| 江別市  | 水泳（競泳）   | 8/17～8/20 |
|      | ホッケー     | 7/28～8/ 2 |
| 千歳市  | なぎなた     | 8/ 4～8/ 7 |
| 恵庭市  | 空手道      | 7/26～7/29 |
| 石狩市  | ソフトボール女子 | 7/28～8/ 1 |
|      | ソフトボール男子 | 8/ 4～8/ 8 |
| 室蘭市  | フェンシング   | 8/ 2～8/ 6 |
| 苫小牧市 | ソフトテニス   | 7/22～7/29 |
|      | テニス      | 7/31～8/ 7 |

| 会場地                  | 競技種目           | 日程        |
|----------------------|----------------|-----------|
| 函館市                  | ハンドボール         | 7/25～7/31 |
|                      | 自転車競技（トラックレース） | 8/ 5～8/ 9 |
|                      | 自転車競技（ロードレース）  | 8/ 6      |
| 北斗市                  | 相撲             | 8/ 4～8/ 6 |
| 旭川市                  | バレーボール男子       | 8/ 7～8/11 |
|                      | サッカー男子         | 7/28～8/ 4 |
|                      | 少林寺拳法          | 7/21～7/23 |
| 士別市                  | ウエイトリフティング     | 8/10～8/14 |
| 東川町・上川町<br>美瑛町・上富良野町 | 登山             | 8/ 7～8/11 |
| 網走市                  | ボート            | 7/27～7/31 |
| 帯広市                  | サッカー女子         | 7/25～7/30 |
|                      | 剣道             | 8/ 3～8/ 6 |
|                      | アーチェリー         | 8/ 9～8/10 |
| 釧路市・釧路町              | バレーボール女子       | 8/ 1～8/ 5 |

#### 【道外】

|          |        |           |
|----------|--------|-----------|
| 山形県西川町   | カヌー    | 8/ 2～8/ 6 |
| 栃木県宇都宮市  | 水泳（飛込） | 8/17～8/19 |
| 和歌山県和歌山市 | ヨット    | 8/12～8/16 |

### (3) 参加者数等

（単位：人）

| 選手     |        |        | 監督<br>コーチ | 合計     | 参加校   |       |       | 観客数<br>（延べ数） |
|--------|--------|--------|-----------|--------|-------|-------|-------|--------------|
| 男子     | 女子     | 計      |           |        | 男子    | 女子    | 計     |              |
| 15,303 | 12,158 | 27,461 | 8,530     | 35,991 | 3,516 | 2,819 | 6,335 | 402,584      |



## 第2章 施策の推進状況

### ポイント

本章では、北海道教育推進計画（令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度））で設定した22の施策項目ごとに、指標の状況や施策の推進状況を分析し、「順調」、「概ね順調」、「やや遅れている」、「遅れている」の4つの区分により総合評価を行うとともに、総合評価を踏まえた次年度の取組を示します。

#### [ 評価の概要 ]

##### (1) 対象年度

令和5年度（2023年度）（北海道教育推進計画の各施策項目に関する点検・評価）

##### (2) 評価内容

###### ア 定量評価

施策項目ごとに設定した目標指標について、進捗状況により分析・評価

###### イ 定性評価

施策項目の取組の柱ごとに整理した内容に基づき評価

| Plan | Do    | Check    |
|------|-------|----------|
| 主な取組 | 取組の実績 | 取組の成果と課題 |

###### ウ 定量評価と定性評価の結果に基づく総合評価

###### エ 総合評価を踏まえた次年度の取組

→

Action

## 評価の方法

定量評価

①各推進指標の進捗率により4段階で評価

|     |        |         |        |       |
|-----|--------|---------|--------|-------|
| 進捗率 | 100%以上 | 90~100% | 80~90% | 80%未満 |
| 点数  | 4      | 3       | 2      | 1     |

②各指標の平均点により判定

|             |             |
|-------------|-------------|
| <b>定量評価</b> | <b>1~4点</b> |
|-------------|-------------|

定性評価

③各取組を次の観点により2段階で評価

点検・評価の結果を踏まえた取組を進め、施策の方向性に進展が見られるか

|    |         |          |
|----|---------|----------|
|    | 進展が見られる | 進展が見られない |
| 点数 | 1       | 0        |

④各取組の平均点により判定

|             |             |
|-------------|-------------|
| <b>定性評価</b> | <b>0~1点</b> |
|-------------|-------------|

総合評価

⑤定量評価と定性評価の合計点により判定

| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th style="background-color: #cccccc;">定量評価</th></tr> <tr><td>各指標の平均点<br/>(1~4点)</td></tr> </table> | 定量評価 | 各指標の平均点<br>(1~4点) | + | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th style="background-color: #cccccc;">定性評価</th></tr> <tr><td>各取組の平均点<br/>(0~1点)</td></tr> </table> | 定性評価 | 各取組の平均点<br>(0~1点) | = | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th style="background-color: #cccccc;">総合評価</th></tr> <tr><td>合計点<br/>(1~5点)</td></tr> </table> | 総合評価 | 合計点<br>(1~5点) |
|---|------|-------------------|---|---|------|-------------------|---|---|------|---------------|
| 定量評価  |      |                   |   |   |      |                   |   |   |      |               |
| 各指標の平均点<br>(1~4点)   |      |                   |   |   |      |                   |   |   |      |               |
| 定性評価  |      |                   |   |   |      |                   |   |   |      |               |
| 各取組の平均点<br>(0~1点)   |      |                   |   |   |      |                   |   |   |      |               |
| 総合評価  |      |                   |   |   |      |                   |   |   |      |               |
| 合計点<br>(1~5点)   |      |                   |   |   |      |                   |   |   |      |               |

### 判定の基準

| 合計点          | 総合評価    |
|--------------|---------|
| 4.6以上        | 順調      |
| 3.6以上 4.6未満  | 概ね順調    |
| 2.1以上 3.6未満  | やや遅れている |
| 2.1未満        | 遅れている   |
| (定量評価できない場合) | 判定不可    |



# 1 個別施策の評価

北海道教育推進計画(令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度))の体系図

|      |  |
|------|--|
| 基本理念 | 【自立】 自然豊かな北の大地で、世界を見つめ、自立の精神にあふれ、<br>自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む |
|      | 【共生】 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、これからの社会に貢献し、<br>共に支え合う人を育む           |



# 施策評価調書



## 1 施策の状況

所管課 H P

|            |   |                                 |   |
|------------|---|---------------------------------|---|
| 施策名        | 施策項目   SDGs・ESDの推進  | 所管課                             | 教育政策課(施設課、社会教育課、文化財・博物館課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課) |
| 施策の方向性(要約) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ SDGs達成のため、全ての道民が、地球規模の様々な課題を「自分事と捉え」て「解決に向けて考え」、「行動する力を身に付ける」とともに、「新たな価値観」や「行動変容」をもたらすESDを推進する。</li> <li>○ 環境教育、国際理解、気候変動などの個別分野を持続可能な開発の視点から統合した、分野横断的な教育を全ての学校で取り組み、未来像を予測して計画を立てる力や多面的・総合的に考える力、他者と協力する態度などを育成する。</li> <li>○ 学校と地域など多様な主体が連携したESDの実践を通して、「北海道SDGs推進ビジョン」に示された北海道の「めざす姿」の実現につなげる。</li> </ul> |                                 |   |
| 前年度<br>の状況 | 総合評価  | 評価年度(令和 年度)の取組【P】               |   |
|            |   | (前年度の状況欄は、来年度以降作成の報告書から記載されます。) |   |

## 2 定量評価

| 指標  | 基準値(R4)                | 目標値(上段) |       |       |       |       | 進捗率   | 点数 | 出典(調査機関)<br>調査期日              | 分析(令和5年度の主な取組と成果)【D・C】  |
|---|------------------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|----|-------------------------------|---|
|   |                        | 実績値(下段) |       |       |       |       |       |    |                               |   |
|   |                        | R5      | R6    | R7    | R8    | R9    |       |    |                               |   |
| SDGsに関する体験活動を実施している小・中学校の割合(%)                      | 小50.1<br>中46.4<br>(R3) | 60.0    | 70.0  | 80.0  | 90.0  | 100.0 |       | 1点 | 教育活動等に関する調査(道教委)<br>R6.7      | SDGsの視点で環境教育に取り組む学校を6校選定し、知事部局と連携して取組を支援するとともに、包括連携協定を結ぶ企業におけるSDGsに関する教材及び出前授業を周知し、取組の支援を行った。                       |
| SDGs・ESDに関する問題解決的な学習活動に取り組んでいる高校の割合(%)              | 79.0                   | 100.0   | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 86.6% | 2点 | 管内高等学校等の状況調査(道教委)<br>R5.5     | 第2回全道代表高等学校長研究協議会(6月)において、北海道地方ESD活動支援センターから講師を招へいし、「ESDアドバイザー制度」について説明を行ったほか、道内4校の管理職・教員がアドバイザーの説明を受け、ESDへの理解を深めた。 |
| 学校経営方針に位置付け、SDGs・ESDに関する問題解決的な学習活動に取り組む特別支援学校の割合(%) | 9.0<br>(R3)            | 42.0    | 50.0  | 67.0  | 84.0  | 100.0 | 79.3% | 1点 | 特別支援教育総合推進事業成果報告(道教委)<br>R6.3 | 副校長・教頭会議等において、SDGs・ESDに関する問題解決的な学習活動の推進について周知を図った。SDGs・ESD双方に取り組んだ学校が前年度から倍増した(4→8校)。今後も学校訪問等で周知するなど、継続的な取組を進める。    |

## 3 定性評価

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 取組の柱  | (1)持続可能な社会の創り手を育む主体的・対話的で深い学びの実現  | 点数  | 1点  |
| 令和5年度の主な取組【P】   | 取組の実績【D】  | 取組の成果と課題【C】   | 進捗状況  |
| ①ふるさと教育及び観光教育の充実を図る「ふるさと教育・観光教育等推進事業」を実施し、実践交流会等において地域資源の活用について普及啓発(再掲:施策項目II(1)) | ①-1 北海道ふるさと教育・観光教育等推進事業の指定校を対象とした実践交流会の開催(6月、11月開催、実践校:小31校、中8校、義務2校、協力校:小24校、中19校、義務3校)、11月の開催では指定校以外の全道の小・中学校に参加を促し、指定校の取組を周知<br>①-2 児童生徒が多様な他者と交流する豊かな体験活動の充実に係る取組事例をWebページに掲載 | ①-1 北海道に対する愛着や誇りを育むふるさと教育・観光教育の在り方や授業改善の取組のポイントについて、教員の理解が深まるとともに、指定校の児童生徒の北海道に対する愛着や誇り等が高まったが、引き続き、多くの指定校に取組の趣旨等を広める必要がある。<br>①-2 地域資源を活用した豊かな体験活動の推進に進捗が見られるが、趣旨等をより一層浸透させる必要がある。 | ①実践交流会の実施により、ふるさと教育・観光教育の在り方や授業改善の取組の理解について、肯定的な回答が9割を上回るなど、施策に係る教員の理解に進捗が見られる。また、指定校の児童生徒を対象とした年2回のアンケート結果において、地域の歴史や自然への関心等に係る設問の肯定的な回答が増加したことから、北海道に対する愛着や誇りが高まったと考えられる。 |

|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
| <p>②スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校を拠点とした先進的な理数教育の実践研究及び実践事例の普及（再掲：施策項目6（4））</p> | <p>②-1 SSH指定校の研究成果の発表を行う理数探究セミナーの開催（3回（11月～12月）、29名参加）</p> <p>②-2 SSH指定校から、近隣の高校に対し、科学の甲子園のPR活動を推進（科学の甲子園北海道大会全道9会場、高校生276名参加）</p> | <p>②-1参加者（理科、数学科の教員）に対し、SSH校における実践事例を周知。探究的な学習に係る指導の工夫・改善について参加者の理解が深まった。</p> <p>R6年度入学者の教育課程において、「理数探究」や「理数探究基礎」を開設する学校が一部の学校に止まっていることから、引き続き科目の内容や指導方法等について周知が必要である。</p> <p>②-2 参加学校数が昨年より増加（23校→26校）し、自然科学に興味・関心をもつ生徒の裾野の拡大に寄与。参加する学校がなかった地域（会場）もあり、より一層の周知が必要である。</p> | <p>②-1 参加者の約9割がSSH校以外の学校から参加。参加者は、SSH校の実践を参考に、教科「理数」の開設を含め、理科・数学教育の充実に向けた方策について理解を深めた。</p> <p>②-2 参加学校数、参加生徒数が増加傾向。本道の代表校が全国大会でも入賞した。</p> |
|--|--|---|---|

| 取組の柱  | (2)学び考え行動する環境教育の推進とゼロカーボン実現に向けた環境整備   |   |      | 点数  | 1点 |
|---|---|---|------|---|----|
| 令和5年度の主な取組【P】   | 取組の実績【D】  | 取組の成果と課題【C】   | 進捗状況 |   |    |
| <p>①SDGsの視点に立った環境教育の推進</p> <p>②環境負荷の低減に資する教育施設への転換及び転換に向けた市町村の取組の支援</p> | <p>①-1 道教委のポータルサイトに児童生徒・保護者・教員向けのSDGs・ESD学習用教材を掲載し、各学校や市町村教育委員会に周知するなどして環境教育等での活用を促進（9月）</p> <p>①-2 SDGsの視点で環境教育に取り組む学校を6校選定し、知事部局と連携して取組を支援するとともに、包括連携協定を結ぶ企業におけるSDGsに関する教材及び出前授業を周知し、取組を支援</p> <p>②-1 道立学校施設の照明を老朽化対策に伴う大規模改造工事等に合わせ、LEDへ変更</p> <p>②-2 市町村に対し、学校施設の脱炭素化のための国の支援制度の情報提供の実施</p> | <p>①-1 北海道地方ESD活動支援センターの「ESDアドバイザー派遣制度」について、道内の公立学校（小中高特）に通知するとともに、第2回全道代表高等学校長研究協議会（6月）において、ESDやSDGsをテーマとした学習について説明し、制度の活用を促進した。</p> <p>道内4つの高等学校の管理職、教諭がアドバイザーの説明を受け、ESDへの理解を深めた。アドバイザー派遣校の増加に向けた更なる取組が必要である。</p> <p>①-2 指定校の実践等によりSDGsの視点に立った環境教育の推進に進捗が見られるが、趣旨等を一層浸透させる必要がある。</p> <p>②-1 道立学校では、R5は大規模改造工事等に合わせ、11校で照明をLEDへ変更したが、施設数の多さから整備完了までには予算と時間を要する。</p> <p>②-2 市町村立学校では、R5に、エコスクール・プラス（環境を考慮した学校施設として整備する学校）が1校認定。太陽光発電整備事業は2事業採択され、徐々に取組が進みつつあるが、取組推進のためには多額の費用を要することから、市町村の計画的な取組についての働き掛けや国の財政支援の情報提供と拡充が必要である。</p> |      | <p>①-1 北海道地方ESD活動支援センターと連携し、ESDアドバイザー制度の活用が進められている。</p> <p>①-2 指定校における環境教育の推進に進捗が見られる。</p> <p>②-1 道立学校の照明数に占めるLEDの割合上昇（R4:21.6% →R5:26.0%）</p> <p>②-2 エコスクール・プラス認定校数は年々増加している。太陽光発電整備事業実施数は着実に増加している。</p> |    |

| 取組の柱  | (3)多様性を尊重した共生社会の実現に向けたESDの推進   |   |      | 点数  | 1点 |
|---|--|---|------|---|----|
| 令和5年度の主な取組【P】   | 取組の実績【D】   | 取組の成果と課題【C】   | 進捗状況 |   |    |
| <p>①各種研修の機会を活用し、人権教育を充実するとともに、学校における人権教育の組織的・計画的な取組の推進（再掲：施策項目10（4））</p> <p>②大学や関係機関等と連携して、異なる文化や外国人とのふれあいを深める体験交流等の機会の充実（再掲：施策項目12（3））</p> | <p>①-1 各キャリアステージの基本研修に、児童の権利等に係る内容を含めたほか、全ての初任段階教員に配付する「学校教育の手引」に実践事例を掲載し、初任段階教員研修において周知</p> <p>①-2 指導主事を対象とした公立小・中学校各教科等担当指導主事研究協議会を実施し、指導主事の学校訪問等において教育活動全体を通じた人権教育の充実について指導助言</p> <p>②異文化や外国人留学生と交流する機会を充実させるため、「Hokkaido Study Abroad Program2023」を実施。</p> <p>高校生の大学派遣は、北海学園大学会場に30名が参加、北海道大学会場に36名が参加（参加生徒数R4:24名→R5:66名、会場数R4:1→R5:2）</p> <p>留学生の高校派遣は、全道23校に延べ34名を派遣（派遣留学生数R4:31名→R5:34名）</p> | <p>①-1 基本研修の講座を通して、児童生徒に対する日常的な言動や性的マイノリティなどの視点から、受講者の人権意識を高めるとともに、人権教育に対する理解を深めることができた。</p> <p>引き続き、各キャリアステージの基本研修の目的や対象に応じた講座を設定するとともに、研修内容の一層の充実が必要である。</p> <p>①-2 公立小・中学校各教科等担当指導主事研究協議会を実施したことにより、指導主事が指導助言の方向性について共通理解を図ることができた。</p> <p>「こども基本法」の基本理念を踏まえた取組の一層の充実を図るため、引き続き、学校訪問等において、学校教育活動全体を通じた人権教育の充実に向けて指導助言を行う必要がある。</p> <p>②参加者の9割以上が留学生との文化交流が有意義だったと回答。また、参加者全員が留学経験者によるスピーチについて有意義だったと回答。留学生等との交流により、異文化や多様な価値観に触れる機会を創出できた。</p> <p>参加希望者が増えているため、連携大学を拡大し、定員を増やす必要がある。高校生の大学派遣について、会場が札幌のみであり、遠方に居住する生徒は参加が困難なことが課題である。</p> |      | <p>①「こども基本法」の施行に伴い、各学校における人権教育の意識が高まる中で、人権教育研究指定校の成果報告会や学校訪問等での指導助言の充実を図ることができた。</p> <p>②新たに北海学園大学と連携でき、異文化交流の機会を増やすことができた。</p> |    |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| <p>③オンライン交流など、高校生の国際理解や国際交流の機会の充実<br/>(再掲:施策項目12(4))</p> <p>④障がい者の学びのニーズや特性に応じた学びの機会の確保や取組の支援<br/>(再掲:施策項目20(2))</p> | <p>③-1 高校生が地球規模の諸課題の解決に向けて探究した成果を、海外の高校生と交流する機会の設定</p> <p>③-2 道立学校延べ22校が12の国・地域の学校とオンライン交流を実施</p> <p>③-3 アルバータ州と11月から6週間、道立学校生徒9名とアルバータ州生徒15名がオンライン交流を実施</p> <p>④「障害者の生涯学習支援体制構築モデル事業」の実施<br/>障害者の学びの支援入門講座(全5回、82名)、コンファレンス(154名)、キャラバン隊(5会場162名)、多様な主体による学習プログラム構築事業(6事業)</p> | <p>③-1 生徒は、海外の生徒に対する成果の発表や質疑応答などの交流を通して、探究活動の質やグローバルな視点で探究活動への意欲を向上させることができた。</p> <p>③-2 身近なツールを用いて国際交流の機会の充実を図り、生徒の国際理解や外国語への学習意欲の向上に繋げることができた。一方で、時差や学期の違い等に留意して、交流する日程等を調整する必要がある。</p> <p>③-3 オンライン交流に参加した9名全員が、相手国の文化を深く理解し、事業に参加して良かったと回答。アルバータ側生徒の希望者が多いので、北海道側生徒の参加者が増えるよう、事業を一層周知する必要がある。</p> <p>④障害者の学びの支援入門講座により、社会教育主事等が障がい者の学校卒業後の学びの現状や課題について理解を深めることができた。また、コンファレンスやキャラバン隊による地域住民の取組への機運の醸成や、教育、医療、福祉が連携した講座により、今後に生かせる運営ノウハウを蓄積できた。</p> <p>地域で行われる学びの情報を、障がい者や家族に周知する方策を検討することが必要である。</p> | <p>③-1 海外の高校生との交流を通して、探究への機運をより一層高め、グローバルな視点で探究活動に取り組み意欲が向上した。</p> <p>③-2 台湾の学校1校と新規に交流を開始でき、国際交流の機会が増加した。</p> <p>④一部の市町村教育委員会では、社会教育中期計画に本取組を盛り込む動きがあるなど、障がいの有無にかかわらず、誰もが参加できる機会を拡充する動きが見られる。</p> |
|--|---|--|--|

| 取組の柱   | (4)包摂的かつ持続可能なイノベーションの推進に資する人材の育成   |  | 点数   | 1点  |
|--|--|--|------|---|
| 令和5年度の主な取組【P】  | 取組の実績【D】   | 取組の成果と課題【C】  | 進捗状況 |   |
| <p>①地域と産業の持続的発展をけん引するイノベーターとしてのマスター・ハイスクール事業の取組を通じ、マネジメント及びコーディネート機能を強化した教育活動を推進し、職業人材育成システムを構築<br/>(再掲:施策項目7(3))</p> <p>②企業連携によるリモートインターンシップの機会の確保などICTを活用した就労も含めた職業教育促進に向けた取組を実施<br/>(再掲:施策項目5(2))</p> | <p>①-1 マスター・ハイスクール事業の運営委員会の開催(静内農業高校:6月、10月、2月・厚岸翔洋高校:6月、11月、2月)</p> <p>①-2 マスター・ハイスクール事業(静内農業高校)成果発表会(12月、参加者:約130名)の開催</p> <p>②リモートインターンシップ(3校)及び特別支援学校企業向け見学会(18校で実施 136企業203名が参加)の実施</p> | <p>①-1 事業最終年度となる静内農業高校では、次年度以降の取組の継続に向けて、地域や産業界と連携した取組を教育課程に位置付けるとともに、コンソーシアムを設立するなど、職業人材育成システムを構築できた。</p> <p>次年度が事業最終年度となる厚岸翔洋高校では、事業終了後の取組の継続に向けて、職業人材育成システムの構築を図る必要がある。</p> <p>①-2 生徒による事業を通して学んだことの紹介や、地域や産業界の方との協議などを行う成果発表会を通じて、事業の成果を全国に発信することができた。</p> <p>②リモートインターンシップの参加校や企業向け見学会参加企業の増加により、生徒の就労意欲の向上につながったため、引き続き取組が必要である。</p> | ①    | <p>①静内農業高校が地域や産業界と一体となって構築した職業人材育成システムを広く普及・啓発している。また、R6には、厚岸翔洋高校においても、同様の人材育成システムの構築を予定している。</p> <p>②経済部雇用労政課など関係機関と更なる連携を図り、職業教育の促進に取り組む。</p> |

| 取組の柱  | (5)地域と連携したESDの推進  |   | 点数   | 1点  |
|---|---|---|------|---|
| 令和5年度の主な取組【P】   | 取組の実績【D】  | 取組の成果と課題【C】   | 進捗状況 |   |
| <p>①社会教育施設等の機能を活用し、地域住民や関係団体、行政の協働による地域課題を解決する社会教育事業の実施<br/>(再掲:施策項目20(4))</p> <p>②子どもたちの歴史・文化への理解と北海道への愛着の醸成を図るため、「北海道・北東北の縄文遺跡群」を活用した教材開発やゲストティーチャー授業、世界遺産子どもサミットの開催<br/>(再掲:施策項目22(5))</p> | <p>①学校を核とした地域づくりの推進に向けて、学校と地域の教育課題に対応した地学協働の実際の取組事例を学ぶ「社会教育ベーシック講座」をオンライン実施(7月55名参加)</p> <p>②-1 縄文時代の人々の暮らしを紹介する動画教材の開発</p> <p>②-2 動画教材や整備済みの教材を一人一台端末で利用するゲストティーチャー授業の実施(10校)</p> <p>②-3 世界遺産子どもサミットをオンラインで開催(2月82名参加)、内容を全道の学校及び文化財担当者向けにYouTubeで公開</p> | <p>①地域と学校が連携した様々な取組における役割と責任を担い合う関係づくりの重要性と、地学協働を活性化させるための理解を深めることができた一方で、地域コーディネーターの発掘や育成方法に係る丁寧な情報提供が必要である。</p> <p>②-1・2 教育活動の実施校が3.1%(79.7%→82.8%)増加したが、北海道の歴史的な特徴への理解を更に進める上で、縄文時代の前後の時期に関する教材が必要である。</p> <p>②-2 ゲストティーチャー授業の実施により、児童生徒の縄文時代に関する理解が向上しているが、教育活動実施校の割合が目標に達していないことから、目標の達成に向けた教材の内容等の検討が必要である。</p> <p>②-3 各学校・団体による世界遺産を活用した取組の発表を相互に参考とし、それぞれの活動が活性化しているが、将来的な学習や取組の継続が必要である。</p> | ①    | <p>①学校が地域と連携することで生まれる子どもたちへの教育的効果と地学協働を推進するための方策について理解を深めることにつながった。</p> <p>②-1・2 教材動画を追加し、地域の遺跡の活用を推進した。</p> <p>②-3 参加者に高校生を加えるとともに発表を公開し、各地域での取組を促進した。</p> |

## 4 総合評価

| 定量評価の判定<br>(各指標平均点) [ア] | 定性評価の判定[イ] | 合計点[ア+イ] |
|-------------------------|------------|----------|
| 1.5                     | 1.0        | 2.5      |



| 総合評価    |
|---------|
| やや遅れている |

## 5 総合評価を踏まえた次年度の取組【A】

取組の柱(1)持続可能な社会の創り手を育む主体的・対話的で深い学びの実現

- 引き続き、北海道ふるさと教育・観光教育等推進事業の指定校を中心に、授業改善の取組のポイントや地域資源を活用した体験活動等の理解を促す取組を推進する。
- 先進的な理数教育の実践研究及び実践事例の一層の普及を図るとともに、自然科学に興味・関心をもつ生徒の一層の拡大を図る。

取組の柱(2)学び考え行動する環境教育の推進とゼロカーボン実現に向けた環境整備

- SDGsの視点で環境教育に取り組む学校を6校選定し、知事部局と連携して取組を支援するとともに、包括連携協定を結ぶ企業におけるSDGsに関する教材及び出前授業を周知するなどして、SDGsの視点に立った環境教育を推進する。
- 道立学校の照明LED化について、引き続き、大規模改造工事等に合わせて整備を進めるとともに、大規模改造工事等の対象ではない学校についても整備に着手する。
- 市町村に対し、環境負荷の低減に資する教育施設への転換に向けて計画的に取り組むよう働き掛けるとともに、国の支援制度などの必要な情報提供を行う。取組の促進のためには多額の費用を要することから、国に対して支援内容の充実と地方負担を軽減する財政措置等施策の継続・充実に要望する。

取組の柱(3)多様性を尊重した共生社会の実現に向けたESDの推進

- 各種研修の機会を活用し、人権教育を充実するとともに、学校における人権教育の組織的・計画的な取組を推進する。また、人権教育研究指定校の取組成果を普及する。更に、地域フォーラムの開催により、子どもの権利についての理解を深めるなど、地域ぐるみでの心の教育、人権教育を普及する。
- 大学や関係機関等と連携して、異なる文化や外国人との触れ合いを深める体験交流等の機会の充実を図る。オンライン交流など、高校生の国際理解や国際交流の機会の充実を図る。
- 障がい者が参加しやすい講座やイベントを全道各地で拡充させるため、市町村や社会教育施設における受入体制の向上や、障がい者の学びの情報保障などをテーマに、研究調査や地域連携コンソーシアム会議等での具体的な方策についての協議を進める。

取組の柱(4)包摂的かつ持続可能なイノベーションの推進に資する人材の育成

- サポート企業や知事部局との連携による企業への呼び掛けのほか、テレワークによる現場実習など、産業構造の変化に対応した職業教育の充実により、障がいのある児童生徒の職域の一層の拡大を図る。
- 地域と産業の持続的発展をけん引するイノベーターとしてのマイスター育成を図る「マイスター・ハイスクール事業」の取組を通じ、マネジメント及びコーディネート機能を強化した教育活動を推進し、職業人材育成システムを構築する。

取組の柱(5)地域と連携したESDの推進

- 世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を始めとする地域の縄文遺跡を教材として、学校教育での活用を推進するとともに、世界遺産子どもサミットにおける各校の発表を公開し、各地域での取組を促進する。また、普遍的価値の普及啓発を図るため、国の交付金を活用し、インタープリテーション(遺産の価値を正確に伝え、その保護への理解と協力を得るために行うコミュニケーション)の在り方についての調査研究や青少年向けの講演会等を実施し、成果を広く公開する。
- 地域の多様な特色を活かした特徴的な地学協働の取組の理解を深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核としたまちづくり」を推進し、地学協働活動の普及啓発を図る。

# 施策評価調書



## 1 施策の状況

所管課 H P

|            |  |                                 |              |
|------------|--|---------------------------------|--------------|
| 施策名        | 施策項目2 幼児教育の充実  | 所管課                             | 義務教育課(社会教育課) |
| 施策の方向性(要約) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼児教育施設において、研修等の制度の活用により、幼児の発達の特性や個々の課題に応じた質の高い教育の提供を実現する。</li> <li>○ 幼児教育の意義が社会的に共有され、各地域において、各教育主体が子どもを中心に組織的につながる幼児期からの学びの基盤を充実させる。</li> <li>○ 家庭や地域との連携の下、保護者が相互に交流し、子育てに関する相談などの支援を受けながら、地域ぐるみで子どもを育てる体制を構築する。</li> </ul> |                                 |              |
| 前年度<br>の状況 | 総合評価   | 評価年度(令和 年度)の取組【P】               |              |
|            |  | (前年度の状況欄は、来年度以降作成の報告書から記載されます。) |              |

## 2 定量評価

| 指標  | 基準値<br>(R4)  | 目標値(上段) |       |       |       |       | 進捗率          | 点数<br>(調査機関)                    | 分析(令和5年度の主な<br>取組と成果)【D・C】   |
|---|--------------|---------|-------|-------|-------|-------|--------------|---------------------------------|--|
|   |              | 実績値(下段) |       |       |       |       |              |                                 |  |
|   |              | R5      | R6    | R7    | R8    | R9    |              |                                 |  |
| 域内の幼児教育施設の意見を踏まえて小学校入学後のスタートカリキュラムを編成している小学校の割合(%)          | 87.2<br>(R3) | 89.7    | 92.2  | 94.7  | 97.2  | 100.0 | 点            | 教育活動等に関する調査(道教委)                | 北海道幼児教育推進協議会での関係団体等との議論を踏まえ、各種研修で幼小連携の理解を深める講座を実施し、今年度新たに小学校の管理職を対象に、小学校側からのアプローチの視点で研修を実施した。      |
|   | R6.10        |         |       |       |       | R6.7  |              |                                 |  |
| 外部人材の意見を取り入れて、保育者の資質・能力の向上に取り組んでいる幼児教育施設の割合(%)              | 41.4<br>(R3) | 48.0    | 56.0  | 64.0  | 72.0  | 80.0  | 点            | 幼児教育実態調査(道教委)                   | 幼児教育の知見を有する相談員を14管内に配置し、幼児教育施設の要請に応じて派遣し、助言等を実施したほか、相談員の活用促進に向けてリーフレットを刷新し、幼児教育施設へ配布するとともにHPで啓発した。 |
|   | R6.12        |         |       |       |       |       |              | R6.8                            |  |
| 域内の幼児教育施設と小学校等が、幼小連携・接続の方向性を協議する機会等を設定している市町村の割合(%)         | 48.3<br>(R3) | 60.0    | 70.0  | 80.0  | 90.0  | 100.0 | 点            | 幼児教育実態調査(道教委)                   | 振興局ごとに設置する管内ネットワーク会議や市町村職員等を対象とした研修を全ての管内で実施し、幼小連携・接続の意義の理解を深めるとともに、地域の課題や効果的取組などについて情報共有を推進した。    |
|   | R6.12        |         |       |       |       |       |              | R6.8                            |  |
| 「北海道子ども読書応援団」に登録している読書ボランティアが実施する読み聞かせの回数(回)<br>※幼児を対象としたもの | 877<br>(R3)  | 1,200   | 1,225 | 1,250 | 1,300 | 1,350 | 122.1%<br>4点 | 「北海道子ども読書応援団」活動調査(道教委)          | 北海道子ども読書応援団ニュース「ゆめ*よみ」を年2回発行し、読書応援団の読書活動について道内の図書館や学校へ普及啓発した。北海道子ども読書応援団に16団体が新規に登録された。            |
|   | 1,465        |         |       |       |       |       |              | R6.6                            |  |
| 家庭教育サポート企業が教育委員会等と連携して家庭教育支援を行う市町村の割合(%)                    | 7.3          | 16.2    | 25.6  | 35.1  | 44.5  | 54.0  | 89.5%<br>2点  | 北海道の市町村における生涯学習推進体制の整備状況調査(道教委) | 家庭教育サポート企業等制度を活用した地域の取組を拡充する必要性について、啓発用資料も用いて、教育委員会や締結企業等への働き掛けを強化し、取組を進める市町村が13市町村増え、26市町村となった。   |
|   | 14.5         |         |       |       |       |       |              | R5.6                            |  |

### 3 定性評価

|  |   |  |  |     |
|--|---|--|--|-----|
| 取組の柱   | (1) 幼児教育施設等における組織としての取組の充実  |  | 点数   | 1 点 |
| 令和5年度の主な取組【P】  | 取組の実績【D】  | 取組の成果と課題【C】  | 進捗状況   |     |
| ① 幼小連携・接続についての意義の理解を深め、効果的な取組を進めるための研修を実施するとともに、モデル地域において幼小が円滑に接続するためのカリキュラム開発に向けた実践・検証を行う「北海道版幼児教育スタートプログラム事業」を実施 | ①-1 全道14管内で自治体職員、幼児教育施設の保育者、小学校の教員等を対象にした「幼小連携・接続担当者研修」を開催（R5: 約450名参加）<br>①-2 道内の2町（えりも町、佐呂間町）をモデル地域とし、幼小が円滑に接続するためのカリキュラム開発に向けた実践・検証を行う「北海道版幼児教育スタートプログラム事業」を実施 | ① 幼児教育施設と小学校において「接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている」市町村の割合は全体の4割程度であり、増加傾向にあるものの十分とは言えない状況にある。取組に遅れが見られる市町村では、幼小連携・接続の意義の理解が十分ではないなどの状況が見られるため、引き続き、研修の実施や「北海道版幼児教育スタートプログラム事業」のモデル地域などにおける実践事例の普及啓発など、連携・接続の手順や留意点などを周知する取組を推進する。 | ① 幼小の接続を見通した「教育課程の編成・実施が行われている市町村」及び「教育課程の編成・実施は行われていないが、授業や行事等の交流が行われている市町村」が増加傾向にあり、各地域で幼小連携に向けた取組が着実に進められてきている。 |     |

|   |  |   |  |     |
|---|--|---|--|-----|
| 取組の柱  | (2) 保育者の資質・能力の向上   |   | 点数   | 1 点 |
| 令和5年度の主な取組【P】   | 取組の実績【D】   | 取組の成果と課題【C】   | 進捗状況   |     |
| ① 多忙な保育者の研修機会を確保する観点から、ICTを活用したオンライン研修とオンデマンド教材を効果的に組み合わせた園外研修を実施<br>② 幼児教育相談員派遣による助言等の実施、園内で研修を推進する園内研修リーダー育成研修の実施、園内研修で活用できる教材の開発 | ① 「初任保育者研修」「中堅保育者資質向上研修」「施設長研修」などの園外研修をオンライン・オンデマンドで実施。<br>②-1 幼児教育相談員による助言体制の整備（R5: 全管内に計42名配置、25件の派遣）<br>②-2 園内研修リーダー育成講座の実施（R5: 52名が参加）<br>②-3 園内研修用のオンデマンド教材を新たに開発 | ① 保育者の利便性が高い、ICTを活用したオンラインとオンデマンド教材を効果的に組み合わせた研修が定着しており、園外研修の受講者が増加傾向（R2: 933名→R5: 1,414名）にあることから、引き続き、研修内容や教材の充実に向けた取組を推進する。<br>② 幼児教育施設において、幼児教育相談員派遣事業や園内研修リーダー育成講座、園内研修用オンデマンド教材を活用した園内研修が行われてきており、更に多くの幼児教育施設での活用が図られるよう、各種会議や研修等の機会を捉えた周知等を図る取組を推進する。 | ① 保育者の研修については昨年度同様、オンラインとオンデマンド教材を効果的に組み合わせた研修を中心に予定どおり実施した。<br>② 園内研修リーダーを中心とした園内研修の実施や幼児教育相談員などの外部人材を活用した園内研修を実施した幼児教育施設が増え、保育者の資質向上に向けた取組が着実に推進された。 |     |

|   |   |   |   |     |
|---|---|---|---|-----|
| 取組の柱  | (3) 幼児教育の振興を支える体制づくりの推進   |   | 点数  | 1 点 |
| 令和5年度の主な取組【P】   | 取組の実績【D】  | 取組の成果と課題【C】   | 進捗状況  |     |
| ① 地域の課題やニーズを踏まえた研修、助言などの必要な施策を進めるため、福祉部局、幼児教育関係団体、市町村、市町村教育委員会などによる会議等を開催し、関係部局の連携を充実 | ① 14管内で振興局・教育局及び市町村首長部局と教育委員会で構成する「管内幼児教育振興ネットワーク会議」を開催し、地域における課題や活動等に関する取組事例などを関係者間で広く共有 | ① 「管内幼児教育振興ネットワーク会議」の開催を通じ、幼児教育の充実や幼小連携・接続などに関わる地域の課題等について情報共有を実施した。継続的に連携する体制が構築されてきており、引き続き、様々な情報提供を行いながら、地域における連携体制の構築に向けた取組を推進する。 | ① 昨年度と同様14管内での会議の開催を通じ、管内ごとに課題等を共有することで、継続的に連携する体制が構築されてきている。 |     |

|   |  |  |  |     |
|---|--|--|--|-----|
| 取組の柱  | (4) 家庭や地域における教育・保育の充実  |  | 点数   | 1 点 |
| 令和5年度の主な取組【P】   | 取組の実績【D】   | 取組の成果と課題【C】  | 進捗状況   |     |
| ① 「地域における家庭教育支援基盤構築事業」を継続実施し、支援者の資質向上や家庭教育支援チームの設置を促進<br>② 全道各地の家庭教育支援チームの取組を強化するため、オンラインを活用した研修と交流の機会の充実 | ① ② 家庭教育推進協議会の実施（オンライン・2回）<br>家庭教育支援者養成研修の実施（オンライン・77名）<br>家庭教育支援研究協議会（16会場306名）<br>『家庭教育ナビゲーターハンドブック』の改訂、『家庭教育支援だより』の新規発行 | ① ② 全道規模及び地域での研修により、家庭教育支援者の資質向上を図るとともに、家庭教育支援チームの意義などについて理解を促進した。<br>家庭教育支援者を対象とした家庭教育支援者養成研修、家庭教育支援研究協議会において交流機会を設けたことにより、地域の現状に応じた家庭教育支援の在り方について理解を促進した。<br>家庭教育支援チームの取組を充実するため、資質向上の研修機会と新規登録に向けた継続的な働き掛けが必要である。 | ① ② 家庭教育支援チームの登録は、前年度より増加した（14→15団体）。また、複数の市町村で、新たな設置の動きが見られている。 |     |

### 4 総合評価

|                         |             |           |              |
|-------------------------|-------------|-----------|--------------|
| 定量評価の判定<br>(各指標平均点) [ア] | 定性評価の判定 [イ] | 合計点 [ア+イ] | 総合評価<br>概ね順調 |
| 3.0                     | 1.0         | 4.0       |              |

## 5 総合評価を踏まえた次年度の取組【A】

取組の柱(1) 幼児教育施設等における組織としての取組の充実

- 「北海道版幼児教育スタートプログラム事業」の継続的な実施を通じ、モデル地域などの実践事例、連携・接続の手順や留意点などを広く全道に周知し、各地域において幼小連携・接続が一層推進されるよう取組を推進する。

取組の柱(2) 保育者の資質・能力の向上

- 各幼児教育施設のニーズを把握しながら、多忙な保育者が参加しやすいICTを活用した効果的な研修や幼児教育相談員による助言、新たな園内研修用教材の開発など、保育者の資質向上に向けた取組を推進する。

取組の柱(3) 幼児教育の振興を支える体制づくりの推進

- 管内幼児教育振興ネットワーク会議を基盤に、幼児教育施設、小学校、関係機関との連携をより強化することにより、幼児教育の重要性の共通理解を図る。

取組の柱(4) 家庭や地域における教育・保育の充実

- 家庭教育サポート企業等制度の活用促進に向けて継続的に働き掛けを行うとともに、家庭教育支援チームをはじめとした家庭教育支援者の資質向上やネットワーク化を図る「家庭教育支援者資質向上研修」の実施を通じ、地域における家庭教育支援の推進体制の充実に努める。